

変動金利定期預金 [単利型]

島田信用金庫

平成24年7月31日現在

1. 商品名	・変動金利定期預金 [単利型]
2. 販売対象	・個人および法人のお客さま
3. 期 間	・定型方式...1年、2年、3年 ・満期日指定方式...1年超3年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・変動金利 ・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金 M型 6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日にお支払いする利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率(利率を変更したときは変更後の利率)×70%)により計算します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とした日割計算により算出します。
7. 税 金	・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）が分離課税されます。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） 平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	不 要
9. 付加できる特約事項	・満20歳以上の個人のお客さまは、総合口座(自動継続扱いのみ)による当座貸越のお取扱いができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・個人のはマル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額（期限前解約利息）とともにお支払いします。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-77-3229）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お

	<p>客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>その他、当金庫リスク統括部、一般社団法人静岡県信用金庫協会（9時～17時、電話：054 - 255 - 5530）を通じて、静岡県弁護士会のあっせん・仲裁センターを利用することができます。また、お客さまから各弁護士会（静岡支部 10時～16時、電話：054 - 252 - 0008）、（浜松支部 10時～16時、電話：053 - 455 - 3009）、（沼津支部 10時～16時、電話：055 - 931 - 1848）に直接お申し出いただくことも可能です。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）